

2024年以降の政策提言実績(1/5)



新経連からの提言

【国内投資の促進】

有形・無形を問わず**大胆な国内投資を促す税制**を措置する

【研究開発税制】

- ・戦略技術領域の策定・推進
- ・繰越税額控除の復活

【少額減価償却資産の特例】

- ・即時償却可能額を引き上げる

【税制のインフレ対応】

- ・従業員に対する食事支給など、課税しない経済的利益の閾値引上げ
- ・インフレ経済の中で各種税制の閾値や対象範囲が長年据え置かれ、事実上増税になっている

【越境経済への適応】

- ・国内事業者とのイコールフットイングを図るため、少額輸入貨物の免税及び輸入取引に係る課税価格について、消費者や国内外のプラットフォームへの影響を勘案しつつ、見直しを実施
- ・インバウンド観光客に対する消費税免税措置、国際観光旅客税等の見直し



反映された内容

大胆な設備投資促進税制の創設

- ・戦略技術領域型の創設
- ・繰越税額控除の復活（3年）

即時償却可能額を1件30万円未満から40万円未満に引き上げ

- ・食事支給に係る所得税非課税限度額のひと月3500円を7500円に引き上げ
- ・所得税の基礎控除を消費者物価指数を参照して調整する仕組みの導入

- ・少額輸入貨物の免税対象取引の販売者に消費税納入義務を課し、プラットフォーム事業者に納税義務を転換する制度を導入
- ・国際観光旅客税の引上げ（出国1回あたり1000円→3000円）

令和8年度税制改正の大綱
(2025/12/26)

2026年度税制改正提言
(2025/9/10)



「2026年度税制改正提言」を公表しました

2024年以降の政策提言実績(2/5)



新経連からの提言

【中小企業等の経営力強化のための納税環境整備】

- ・中小企業・小規模事業者の経営力強化のためには、①デジタルツールを活用した記帳・帳簿作成、②税務の電子申告の一層の推進が必要
- ・法人・個人事業主を対象として、税務上のインセンティブ付の「スマート青色申告」を創設

【オープンイノベーション促進税制】

- ・オープンイノベーション促進税制の所得控除割合を25%から50%に引き上げて恒久化する
- ・吸収合併や50%以下の発行済み株式取得などの現行のM&A型にて措置されていない取引を適用対象行為とする

【暗号資産税制】

- ・暗号資産の取引から生じる利益について申告分離課税（一律20%）の対象とするとともに、損失について、暗号資産に係る所得金額からの繰越控除を認めるべき
- ・暗号資産の相続税評価額について、相続開始日の最終価格（時価）のほか、相続月を含む過去3か月間の月平均時価も含めて最も低い価額とすることを認めるべき
- ・相続暗号資産を譲渡する場合について、相続株式の譲渡所得等に認められる「取得費の特例」の対象とすべき



反映された内容

▶ デジタルツールを活用した記帳・帳簿作成、電子申告をいっそう促すため、請求書データとの自動連携など一定の条件を満たす電子帳簿作成している場合控除上限引き上げ（65万円→75万円）

▶ オープンイノベーション促進税制について2年延長、吸収合併やマイナー出資の場合の適用対象化

▶ ・分離課税（国税15%・地方税5%）の導入、損失の繰越控除を3年まで可能に

▶ ・暗号資産の譲渡を「支払手段に類するもの」から「有価証券に類するもの」へ変更（※これにより、相続税の扱いにおいても有価証券と同等に）

令和8年度税制改正の大綱
(2025/12/26)

2026年度税制改正提言
(2025/9/10)



「2026年度税制改正提言」を公表しました

2024年以降の政策提言実績(3/5)



新経連からの提言



「改正資金決済法」案の閣議決定にあたっての代表理事コメント
(2025/3/10)

【クロスボーダー収納代行規制】

リスクと比して過大な規制とならないよう、今後府令等で適用除外の内容を策定するにあたっては、関係省庁や事業者含むステークホルダーと十分にコミュニケーションを取りながら、実態把握をするとともに、規制の対象や義務の内容が適切な範囲に限定されているかに十分配慮いただきたい。



反映された内容

当初の想定よりも**適用除外の範囲が大幅に拡大**される見込み。

● 適用除外となるケース（規制対象外）

- ・銀行や資金移動業者へ委託する場合
- ・エスクローサービスやECサイトによる収納代行
- ・受取人と経済的一体性がある（グループ会社間等）場合
- ・国際ブランド（クレカ・デビット等）の精算業務
- ・割販法や資金決済法に基づき、適切に加盟店管理されている決済
- ・エスクロー・EC業者から委託を受けて行う場合

● 適用除外の「例外」（規制対象となるもの）

- ・支払人の債務が（代行業者への入金時点で）消滅しないものや、
- 受託者の信用リスクを受取人がすべて負うもの
- ・オンラインカジノ、投資、公序良俗に反するもの

資金移動業者に関する
内閣府令の一部改正案
(2025/12/16)

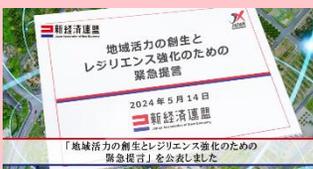
2024年以降の政策提言実績(4/5)

新経連からの提言



内閣府 規制改革
推進会議 スタート
アップ・イノベーショ
ン促進 ワーキング・
グループ
(2025/4/21)

- ・『少額公募』の上限額、有価証券届出書届出義務の下限額を1億円から段階的に当面20億円まで拡大すべき
- ・併せて、上記の額以下の募集には、開示対応コストの適正化から簡易開示義務を導入すべき



地域活力の創生と
レジリエンス強化の
ための緊急提言
(2024/5/14)

- ・持続可能な地域社会の構築に向けて、二地域居住を行う者等の登録制度（特定居住者等登録制度（仮称））を作り、自治体パートナーの可視化等を進めるべき



反映された内容

- ・有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引き上げ
- ・5億円以上10億円未満の資金調達については、より簡易な様式による有価証券届出書の提出（少額募集）を利用可能に

金融審議会 ディスク
ロージャーワーキング・グ
ループ報告
(2025/12/26)

- ・国の主導する「ふるさと住民登録制度」において、二地域居住等を通じた地域への関与・エンゲージメントを可視化する仕組みを作ったうえで、登録を進める

全国二地域居住等促
進官民連携プラット
フォーム提言
(2025/11/20)

2024年以降の政策提言実績(5/5)

新経連からの提言

<法人設立・業務運営関係>

ヴァーチャルオンリー型株主総会での質疑・動議等ルールの制定

<法人設立・業務運営関係>

デジタル給与払いに関する規制改革

<オンライン診療関係>

オンライン診療所の開設に関するルールの明確化等

<外国人材活用関係>

原則対面で実施することとされている特定技能外国人との定期的な面談におけるオンライン制の導入

<その他>

リーガル領域におけるAI利活用と弁護士法第72条(非弁行為)との関係を整理し、ルールとして明確化すべき

<その他>

地方公共団体の調達プロセス（入札参加資格審査等）の全国共通化を図るべき

<施設運営・設備運用関係>

通所介護施設における人員配置等を、日常動作の改善や事故発生件数等のアウトカムに基づき柔軟に設計できるようにすべき



反映された内容

▶ バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備

▶ 賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

▶ 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化

▶ 定期的な面談におけるオンラインの活用が可能に

▶ 弁護士法第72条の解釈等について議論する検討会の設置と、結論を得次第の速やかな措置の実施が明記

▶ 地方公共団体の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた一定の結論を得ることが明記

▶ 特定地域における人員配置基準を緩和した特例介護サービスの創設や、テクノロジー活用を前提とした人員配置の柔軟化を推進することが明記

規制改革実施計画
(2025/6/13)

特定技能外国人
受入れに関する運用要
領 (2025/4/1)

規制改
規制改革推進に
関する中間答申
(2026/2/26)



規制改革提言
2024
(2024/9/13)



規制改革提言
2025
(2025/9/10)